平成２５年（フ）第１４５号
静岡県富士市蓼原815番地
破産者　株式会社松山樹脂
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３２号
京都府京丹後市網野町浜詰766番地
破産者　株式会社Ｈａｍａｄｅホールディングス
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第３８０号
奈良市菅原町759番地の56
破産者　有限会社鮮食
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３０号
山口県岩国市昭和町２丁目９番17号
破産者　有限会社テック太河
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第２９９号
熊本市南区出仲間６丁目６番65号
破産者　株式会社熊本コンサルティングオフィス
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２０号
鹿児島県鹿児島市柳町６番２―201号
破産者　福元　摩美
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
茨城県石岡市谷向町15番40号
破産者　株式会社茨城先導
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第８７号
千葉県成田市三里塚77番地
破産者　郡司　正哉
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第８８号
千葉県成田市美郷台２―26―１　ロイヤルハイツ美郷302号室
破産者　郡司　茂正
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３８７号
北海道小樽市銭函３丁目517番地５
破産者　株式会社北海道村
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８７号
札幌市手稲区手稲前田491―３、商業登記簿上の本店所在地札幌市西区二十四軒２条４丁目３番28号
破産者　株式会社アクト運輸
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０号
北海道標津郡中標津町北中１番地29
破産者　株式会社豊明神馬建設工業
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９３号
群馬県太田市新田大根町920番地２
破産者　有限会社キワテック
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第９４号
群馬県高崎市飯塚町1190番地４
破産者　株式会社ミスタービルド群馬
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第９１号
千葉県茂原市押日508番地
破産者　有限会社東洋運輸
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第９２号
千葉県茂原市茂原247番地１　エクセルあかね203、開始決定時の住所千葉県茂原市八千代１丁目17番地２
破産者　露崎　昭夫
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
千葉県茂原市小林3702―26　大塚ハイツ102号室
破産者　小平　文則
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第７８１２号
神奈川県横浜市西区戸部本町34番２号、住民票上の住所神奈川県横浜市青葉区あざみ野２丁目15―22
破産者　林　　悦男
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７号
神奈川県伊勢原市岡崎4805番地２
破産者　有限会社ヒロフーズ
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１８２号
相模原市南区若松５丁目21番５号
破産者　近畿新建材株式会社
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５２６号
静岡県島田市旗指138番地の19
破産者　有限会社アイエス
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２７２号
名古屋市東区葵１丁目16番13号
破産者　株式会社アリカコーポレーション
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部